

## 会 議 録

会議の名称	令和6年度第3回豊中市子ども審議会 社会的養育推進のあり方検討部会		
開催日時	令和6年(2024年)11月11日(月) 10時00分～11時00分		
開催場所	豊中市 くらしかん3階イベントホール	公開の可否	可
事務局	子ども未来部 子ども安心課	傍聴者数	4名
公開しなかった理由			
出席者	委員	小野委員(部会長)、鷺島委員、土井委員、中村委員、浜田委員、福田委員 井上委員(オンライン)	
	事務局ほか	森子ども家庭支援監 ＜子ども未来部＞ 厚東部長、別所次長、橋本はぐくみセンター長兼子ども安心課長、 太田参事兼児童相談所開設準備チーム総括者 橋元子ども安心課主幹  子ども政策課： 出口課長、石原課長補佐、中村係長、田島主事  児童相談所開設準備チーム： 梅原主幹、小山主事、真田	
議題	<b>【報告案件】</b> 1. 「本市社会的養育推進計画最終案」事務局(説明) 2. 「本市社会的養育推進計画今後の進行管理」事務局(説明)		
審議等の概要 (主な発言要旨)	別紙のとおり		

## 令和6年度第3回社会的養育推進のあり方検討部会（会議概要）

日 時：令和6年（2024年）11月11日（月） 10：00～

場 所：豊中市 くらしかん3階イベントホール

出席者：小野委員（部会長）、井上委員（オンライン）、鷺島委員、土井委員、中村委員、  
浜田委員、福田委員

### ○事務局

ただ今から、令和6年度第3回社会的養育推進のあり方検討部会を開催します。

現在7名の全委員が出席しており、規則で定める会議の開催要件である過半数を超えていますので、本日の会議が有効に成立しておりますことを報告します。

### <資料確認>

### ○事務局

事務局として、こども未来部こども安心課児童相談所開設準備チームの職員ならびにこども政策課の職員が出席しています。

また、本日の検討部会には、4名の傍聴の方がいらっしゃいます。

### ○部会長

本日は、本検討部会最終回の予定であり、豊中市はぐくみプラン案の中に含まれることになる「豊中市社会的養育推進計画」部分の取りまとめを行うことになる。

前回7月の本検討部会において取りまとめた中間案が、はぐくみプラン案の中にどのように含まれているかを確認しながら、はぐくみプラン案の中の社会的養育推進計画として何か気づいた点等があれば、最終のご意見としてあげていただきたい。

### <報告1 説明>

事務局から、はぐくみプラン案内の「社会的養育推進計画」に関連する部分について説明

○ はぐくみプラン本体の中の第10章に社会的養育推進計画中間案の内容がそのまま掲載されていること。

子育て支援等に係る取組内容については第4章の施策の展開の中にも記載されているが、社会的養育推進計画中間案での取組内容の記載と同じか、趣旨を十分に含んだ内容になっていること。

はぐくみプラン本体の案の中には、本市のこどもや家庭に対する支援の方向性が記載されているが、それらの中にも「児童相談所」との連携や社会的養護を要するこどもたちへの支援等についての記載もある。本計画に沿って来年度以降、開設される児童相談所も含め市内のこども子育ての支援施策に包括的に取り組んでいくことを説明する。

### 質疑応答

委員：資料の9ページの中ほどに、はぐくみセンターと児童相談所を二つのコントロールタワーとして、との記載があり、児童相談所については、より専門的相談支援機関とされているが、具体的にはぐくみセンターとどのように役割分担をすることになるのかがわかりにくい。少し表現を見直してみてもどうか。

事務局：はぐくみプラン本体第 4 章の表現については、この後のはぐくみプラン案本体についての審議の中で協議されていくことになる。委員からいただいたご意見については、そちらの方に上げさせていただく。

委員：同じ個所について私も気になっていた。市が児童相談所を設置するという事は、市町村の子育て支援等の機能に児童相談所の機能が加わり一体となって包括的に対応できることになり、それが児童相談所設置市の強みと言える。二つのコントロールタワーがあってもそれがあってバラバラの方向を向くことがあってはいけない。表現を変えて欲しいということではないが、この二つが一体となって包括的に対応するという事ですねということを確認しておきたい。

事務局：ご指摘の通り、中核市として児童相談所を開設することの意義は、こどもの一時保護や施設等への措置等これまで府の児童相談所が行っていた機能を持つことで、以前から市が担っていた各種子育て支援の機能と合わせより包括的に支援ができることと認識している。豊中市という限られたエリアの中で、より一層住民に寄り添った支援を展開していきたいと考えている。表現は、わかりにくいかも知れないが、意図するところは同じである。

委員：児童相談所についてより専門的相談支援機関と記載されるとはぐくみセンターの専門性が低いようにも取られかねないが、決してそういうことではなく、市民に寄り添った子育て支援等の機能を持つはぐくみセンターと措置等の機能を持つ児相とが、それぞれ機能分担しながら、情報共有しながら連携しながら支援をしていく。それが包括的な支援だと思う。両者は同じ市の機関であり、児相が上位の機関でも指導する立場でもないと思うので、そのことが分かるように表現されてはどうかと思った。

部会長：ご意見として伺った。事務局の方で、ここの表現についてご検討いただきたい。

委員：11 ページ、こどもの社会参画・意見表明の仕組みづくりとあるが、ここに抜粋されているのは、子どもの権利ノートのことを含め意見表明の仕組みづくりのことだけで、こどもの社会参画についての表記が薄い気がする。他の記載に社会参画についての表記があって、その一部なら良いが、少し気になった。

事務局：ここの表記については、社会的養育推進計画の取組内容をはぐくみプラン本体の方にも記載をということで調整させていただいたもの。少し表記に拙いところがあるので事務局の方で検討させていただく。

はぐくみプラン本体の方を担当しているこども政策課からもご説明させていただく。

事務局：はぐくみプラン本体の中では、重点施策 3 として、こどもとともに～こども自身による多様な参画～と題し、その施策の展開としては 4 点ある。

1 点目が、こどもの思いを受け止める場の充実ということで、こどもまんなか社会の実現をめざし、こどもの居場所を小学校区ごとに設置していくなどの中で、こどもの身近なところに思いを受け止めることができる場を充実させていく。

2点目が、こどもの社会参画と意見表明の仕組みづくりということで、社会的養護を要するこどもだけではなくて全体として、ボランティア等こどもが市の事業やまちづくりを身近に感じられるような仕組みづくりについて、今も取り組んでいるものがあるがそれらを拡充していきたい。また、こどものヒアリングについても、これまでもやってはいるが、もっとこどもが主体となりこども自身からこういうことが言いたいということをお願いしてもらえるような仕組みづくりを考えている。出張ヒアリングをしながら、そういう場の拡充を考えたい。

3点目がこどもの自己実現の支援で、現在もやっているライフデザインの支援や、自分の身を護るためのメンタルヘルス支援など、こどもが将来の夢をもって自分の個性や能力を最大限発揮できるように支援していく。

最後 4 点目として、こどもの思いを聞ける大人を増やしていくような社会づくりにも力を入れたいと考えている。

このような方向性で施策を展開していきたいと考えている。

委員：いくつか質問をしたい。

- ① はぐくみプランのこども向けのリーフレットで、「こどもが権利のらん用…」といった気になる表現があることについて以前お伝えしたが、見直しはされているか。
- ② 11 ページの「子どもの権利ノート」の作成、配布について、これまでの取組を継承するというのは大阪府のこれまでの取組を継承するというので良いか。その上で新たなものを作成、配布していくことだと思うが、何か具体的にいつ頃作成するか、どのような仕組みで作成するか等の予定というのはあるか確認したい。
- ③ 8 ページに特定妊婦等についての研修を行うとともにとあるが、乳児院や児童養護施設も一緒に参加させてもらえればと思う。
- ④ 7 ページに養育里親の確保等によるショートステイ枠の拡充とあるが、来年度本格的に進めていくにあたり、例えば、福岡市でされているようにショートステイ専門の里親確保を目指すなど何かプランがあれば伺いたい。

事務局：4点の内の1点目について、子ども健やか育み条例のリーフレットを小学4年生に配布しているが、そのリーフレットの中で、こどもにヒアリングした際に「大人にはこどもの権利を大切にしたいけれど、こどもはそれをらん用してはいけないと思うな。」という意見があって、「他の人の権利も大切」というテーマにおいての意見をこのような表記にしたもの。この「らん用してはいけない」という表記について、この間複数の方からご意見をいただいております。こどもにわかりにくいのではないかと、そのようなことは言わなくても大切なことは伝わるのではないかと、表現を改めた方が良いのではというご意見をいただいております。こちらについてはこどもにも意見を聞いたうえで見直しをさせていただきます。

事務局：3点目の研修については、はぐくみセンターや児童相談所で研修を行う中で、乳児院や児童養護施設と合同で研修を行うことも考えたい。

4点目の里親確保については、里親開拓の中でショートステイの利用も拡充していきたいという趣旨で、小学校区に1家庭の里親を確保していく中でショートステイ枠を拡充していきたい。

事務局：2点目のこどもの権利ノート等権利擁護については、来年度こどもの権利擁護について検討する場を設置することとしており現在その委員をリクルートしているところ。また、豊中市としてのこどもの権利擁護の仕組みを検討することと合わせ、豊中市の一時保護施設を中心に、こどもの意見をしっかりと受け止める体制を、これは来年度直ぐにでも整えていきたいと考えている。

委員：里親開拓によるショートステイ枠の拡充について、養育里親を確保していく中で、ショートステイができる里親を増やしていくということか、ショートステイに特化した里親を別途開拓していくのか、里親支援機関等とともに里親の確保を進めていく上でもどこを重点的に里親開拓していくのかがわかりにくい状況かと思う。

事務局：養育里親の確保の中で、ショートステイという関りもあるということも広報しながら里親確保を進めたい。

委員：9ページの上段にある「若者支援総合相談窓口」とはどういうものか。また、各相談窓口とはどういう機関を指すのか。

事務局：若者支援総合相談窓口について、豊中市では「キャリアブリッジ」という機関が既に窓口として相談支援に対応している。今後ケアラーの支援についても、就労支援や生活支援等につなげていくことが大事だと考えている。

各相談窓口については、生活困窮者支援の窓口や就労支援の窓口、多重債務相談の窓口、福祉事務所では生活保護の窓口、障害福祉の窓口、女性相談の窓口、精神医療については保健所もある等、様々な属性の相談を受ける窓口が市にはあるので、それら窓口を総称して各相談窓口としている。

委員：こどもの支援を行う上で、DV支援センターとの連携も大事だと思うが、各相談窓口にはDV支援センターも入っているという理解で良いか。

事務局：そのとおり。

委員：こどもの参加について、以前日弁連のシンポジウムで、こども代表として会議等に参加している方から「自分一人が全てのこどもを代表しているように見られても困る」と言う至極もったもな発言をされていて、自分自身気づかされたことがあった。市でも今後、審議会等にこども代表の委員の参加も検討されていると思うが、こども代表として委員を一人入れたからそれで良いということではなく、例えばこどもの参加について大人の側はこのように考えるけどこれで良いかなと尋ねる等、大人側の配慮は必要だと思う。

こどもの意見聴取についても、1回だけヒアリングしたらそれで終わりではなく、色々なところで何回もヒアリングをするなど、日ごろからこどもの意見に耳を傾けておくといった不断の取組が大切なのだろうと思う。

豊中市の今後の取組にあたって、そのような観点を持っていただければと思う。

委員：7ページにDV被害に対し母子生活支援施設との連携を図るとあるが、豊中市に母子生活支援施設やDV支援施設はあるか。無いのであれば、緊急一時的に支援する場だけで

も今後市内に作っていく予定はあるのか。

また、いずれにしても府内のそれら施設等との連携が必要になると思うが、事前に連携を図っていくのか、あるいは被害を受けた方が出てからそれら施設の支援に繋ぐのか、今後どのように連携を図っていくのかお伺いしたい。

事務局：中核市という単位の中で、それらの新たな施設の整備については考えていない。

また、現在、例えば八尾市にある母子生活支援施設とは、ひとり親家庭の支援をしている市の子育て給付課が既に連携をしており、今後、児相開設後に様々な相談支援に対応していく中で、必要な支援に繋いでいきたい。

委員：成人年齢が18歳に引き下げられて以降、市の相談窓口等で把握されている問題、事象等があればお聞きしたい。

事務局：本日参加しているのがこども未来部の各部署なので、基本18歳までの児童を対象としており成人になってからの具体的な状況についてこの場ではお話できない。

ただ、この建物の中にも若者支援の窓口があって、施設等退所のこどもではないが我々が関わっているケースでも17歳や18歳になり成人になることを目指して相談支援に繋いでいる状況はある。その中では、ひきこもりの事案や継続した就労が難しいといった事案が、会議等で聞いた内容にはなるが大きな課題になっていると認識している。

委員：実際に里親家庭で育ったこどもが、18歳になったからと言っていきなり社会に出ても、家賃だの光熱水費だの生活していくためにどれくらいお金がかかるのかわかっていない状態で、直ぐにそういった問題に直面するのだろうなと感じている。

委員：府の児童相談所での若者の相談は25歳までで良かったでしょうか。

委員：児童相談所としては、児童福祉法上基本的には対象の児童は18歳未満とされている。ただし、社会的養護のアフタフォローとしては年齢の区切りはなくフォローしている。大阪府の子ども家庭センターでは青少年相談コーナーという形で概ね25歳までを対象とはしているが、18歳以上の相談件数はそれほど多くはなく、また、豊中市の場合、そこは若者相談窓口と住み分けをするということであれば、それはそれで良いと思う。

委員：9ページに記載の各相談窓口や関係機関が一体となった包括支援体制という記載にある「関係機関」には民間の機関も含まれるということで良いか。

事務局：おっしゃられるように民間の機関も含んでいる。市には社会福祉協議会や民生委員児童委員、更生保護司会等様々な民間機関があり、これまでも市の中でそれら団体等と密な関係を築いてきたが、今後も協働して取り組んでいきたいと考えている。

部会長：いただいた修正意見等については、私と事務局とで最終の取りまとめをさせていただき、これを本検討部会の答申とさせていただきたいと考えているがよろしいか。

全委員：同意

<報告2 説明>

事務局から、社会的養育推進計画 今後の進行管理等について説明

- 社会的養育推進計画の今後の進行管理等について説明する。
  - ・12月中にはぐくみプラン案の取りまとめ
  - ・1月、パブリックコメント 1か月間
  - ・2月、パブリックコメントを反映したプラン案を審議し、最終とりまとめ

来年度以降の社会的養育推進計画は、はぐくみプラン全体の中での進行管理を行う。

その際、国のガイドラインで示されている指標等に基づいて各取組内容の進捗を管理していくことになる旨説明する。

質疑応答

特に委員より質問、意見等は無し。

部会長：今回取りまとめられる豊中市社会的養育推進計画について、豊中市で社会的養育を必要とする子どもたちの最善の利益が守られるよう、「こどもすこやか育みプラン・とよなか」と合わせての進行管理をよろしくお願いしたい。

- 事務局より事務連絡  
「こどもすこやか育みプラン・とよなか」最終案について、1月以降広く市民等に対しパブリックコメントを行う予定を伝える。
- こども家庭支援監より、閉会の挨拶

部会長：これをもって、本日の検討部会を終了する。

— 閉会 —